平成２２年（フ）第１８７号
北海道恵庭市中島町１丁目14番地の８
債務者　三浦　卓也
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９９号
札幌市白石区本郷通４丁目北４番15号
債務者　葛西　勝弘
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２０６号
札幌市白石区北郷４条７丁目１番１号　ファミール４・７―302号
債務者　向田　　亨
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２４２号
札幌市豊平区中の島１条７丁目１番１―203号
債務者　平村　葉子
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２７８号
札幌市中央区南８条西９丁目1031番地　８・９ハイツ２階６号
債務者　且股　博雄
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２８９号
北海道石狩市花川南３条４丁目83番地
債務者　柴田　七恵
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３３１号
札幌市白石区川北３条１丁目９番20号
債務者　海老名健一
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３４０号
札幌市手稲区前田２条13丁目２番３号　プルミエール201号
債務者　秋田　昌子
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３５３号
札幌市豊平区月寒東３条６丁目３番３号
債務者　高畑　邦男
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３５７号
北海道千歳市富丘２丁目19番３号
債務者　菅頭　　穣
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３７２号
札幌市中央区南23条西８丁目１番30―204号
債務者　名久井僚太
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３９４号
札幌市豊平区中の島１条２丁目１番24―407号
債務者　土屋　千秋
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４０４号
札幌市東区北24条東21丁目６番３号　ラフォーレ50―302号
債務者　三野　功始
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４０８号
北海道石狩市花川南５条４丁目20番地
債務者　渡邊眞理子
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４２６号
札幌市中央区南13条西６丁目４番16―306号
債務者　工藤　累世
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４４０号
札幌市西区山の手３条６丁目１番１―203号
債務者　川村　将司
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４４２号
札幌市西区発寒３条３丁目１番23―210号
債務者　早川　伸一
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４４３号
札幌市西区発寒３条３丁目１番23―210号
債務者　早川　立子
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部